

<b>① 件名</b>		
石巻市基準該当サービスに係る第1号被保険者の利用者負担割合の見直しについて		
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>		
<p><b>【背景】</b>                  介護保険法に基づく介護保険サービスを提供する事業者は、原則として県の指定を受ける必要があるが、指定要件（人員、設備、運営基準等）の一部を満たしていない場合であっても、市町村の判断で、それらのサービスを保険給付の対象とすることができることとされている。                  この基準該当サービスの利用者負担割合は、他の介護保険サービスと同じく1割又は一定の所得がある者は2割としていたが、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、本年8月1日から年金収入等340万円以上の第1号被保険者の負担割合が3割に見直しされた。</p> <p><b>【目的】</b>                  石巻市基準該当サービスにおいても同様の改正を行い、介護保険サービスの利用者負担の公平性、負担能力に応じた負担を求めることにより、制度の持続可能性を高めるもの。</p>		
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>		
<p><b>【根拠法令】</b>                  地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律                  （平成29年法律第52号）                  石巻市基準該当サービス事業者の登録に関する規則（平成17年4月1日規則第236号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕</b></p>		
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>		
平成29年6月2日 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布		
<b>⑤ 主な内容</b>		
基準該当居宅サービス、基準該当介護予防サービスについて、年金収入等340万円以上の利用者負担割合を、その費用の3割とする。		
<b>【第1号被保険者の利用者負担割合】</b>		
	改正	現行
年金収入等 340万円以上	3割	2割
年金収入等 280万円以上	2割	
年金収入等 280万円未満	1割	1割

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】  介護保険サービスの利用者負担の公平性、負担能力に応じた負担を求めることにより、制度の持続可能性が高まる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>全国の基準該当サービス実施自治体 264市町村（平成28年4月1日現在）</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成30年7月 石巻市基準該当サービス事業者の登録に関する規則の一部改正  （平成30年8月1日施行予定）</p>
⑨ その他